

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律

(平成十年十月二十二日法律第四百十三号)

最終改正：平成一三年一月二八日法律第一二九号

(経営の健全化のための計画)

第五条 前条第二項の規定による申請を行った発行金融機関等は、内閣総理大臣に対し、次に掲げる方策(第八条に規定する金融機関及び銀行持株会社等、第八条の二第一項に規定する救済特定協同組織金融機関並びに同条第二項に規定する救済連合会については、第三号に掲げる方策を除く。)を定めた経営の健全化のための計画を、機構を通じて、提出しなければならない。

- 一 経営の合理化のための方策
- 二 責任ある経営体制の確立のための方策
- 三 配当等により利益の流出が行われないための方策
- 四 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策
- 五 株式等の発行等に係る株式等及び借入金につき利益をもってする消却、払戻し、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策
- 六 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

2 内閣総理大臣は、前条第三項の承認があったときは、前項の規定により提出を受けた計画を公表するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、当該計画を提出した発行金融機

関等の預金者等その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該発行金融機関等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。